

令和8年第1回龍ヶ崎市議会定例会議案

議案第1号	龍ヶ崎市部設置条例等の一部を改正する条例について	…	1
議案第2号	龍ヶ崎市行政手続条例の一部を改正する条例について	…	4
議案第3号	龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	…	7
議案第4号	龍ヶ崎市職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について	…	8
議案第5号	龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	…	9
議案第6号	龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	…	10
議案第7号	龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例について	…	12
議案第8号	龍ヶ崎市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	…	14
議案第9号	龍ヶ崎市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	…	15
議案第10号	龍ヶ崎市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	…	22
議案第11号	龍ヶ崎市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について	…	25
議案第12号	龍ヶ崎市立保育所設置条例の一部を改正する条例について	…	30
議案第13号	龍ヶ崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	…	32
議案第14号	龍ヶ崎市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	…	35
議案第15号	龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の一部を改正する条例について	…	39
議案第16号	龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の特例に関する条例の一部を改正する条例について	…	41
議案第17号	龍ヶ崎市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について	…	43

議案第18号	龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	… 4 4
議案第19号	龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例について	… 5 9
議案第20号	龍ヶ崎市中小企業事業資金融資あっ旋条例の一部を改正する条例について	… 6 5
議案第21号	龍ヶ崎市火入れに関する条例の一部を改正する条例について	… 6 9
議案第22号	龍ヶ崎市営住宅管理条例の一部を改正する条例について	… 7 1
議案第23号	龍ヶ崎市下水道条例の一部を改正する条例について	… 7 2
議案第24号	工事請負契約に関する議決事件の変更について（令和7年度龍ヶ崎小学校校舎内装等改修工事）	… 7 4
議案第25号	あっせんの申立てについて	… 7 6
議案第26号	利根町の公の施設を本市住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について	… 7 7
議案第27号	令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第12号）	…別冊1
議案第28号	令和7年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	…別冊1
議案第29号	令和7年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	…別冊1
議案第30号	令和7年度龍ヶ崎市児童発達支援事業特別会計補正予算（第4号）	…別冊1
議案第31号	令和7年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）	…別冊1
議案第32号	令和7年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算（第7号）	…別冊2
議案第33号	令和8年度龍ヶ崎市一般会計予算	…別冊
議案第34号	令和8年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計予算	…別冊
議案第35号	令和8年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計予算	…別冊

議案第36号	令和8年度龍ヶ崎市児童発達支援事業特別会計予算	…別冊
議案第37号	令和8年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計予算	…別冊
議案第38号	令和8年度龍ヶ崎市下水道事業会計予算	…別冊
議案第39号	龍ヶ崎市教育委員会委員の任命について	… 80
議案第40号	龍ヶ崎市公平委員会委員の選任について	… 82
諮問第1号	人権擁護委員の推薦について	… 84
諮問第2号	人権擁護委員の推薦について	… 86
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）	… 88
報告第2号	専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）	… 90
報告第3号	専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）	… 92
報告第4号	専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）	… 94
報告第5号	専決処分の報告について（和解に関することについて）	… 96
報告第6号	専決処分の報告について（和解に関することについて）	… 98
報告第7号	専決処分の報告について（和解に関することについて）	… 100

議案第1号

龍ヶ崎市部設置条例等の一部を改正する条例について
 龍ヶ崎市部設置条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。
 令和8年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市部設置条例等の一部を改正する条例
 (龍ヶ崎市部設置条例の一部改正)

第1条 龍ヶ崎市部設置条例(令和4年龍ヶ崎市条例第26号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1) } 省 略</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p><u>(4) こども未来部</u></p> <p><u>(5)</u> }</p> <p><u>(6)</u> } 省 略</p> <p><u>(7)</u> }</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条の部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 省 略</p> <p>(3) 福祉部</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1) } 省 略</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p><u>(4)</u> }</p> <p><u>(5)</u> } 省 略</p> <p><u>(6)</u> }</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条の部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 省 略</p> <p>(3) 福祉部</p>

ア	省	略
イ	省	略
ウ 障がい者福祉（ <u>児童発達支援センターに関する</u> ことを除く。） に関すること。		
エ	省	略
(4)	こども未来部	
ア	<u>子育て支援及び女性政策の推進に関する</u> こと。	
イ	<u>児童福祉に関する</u> こと。	
ウ	<u>幼児教育及び保育並びに放課後児童健全育成事業に関する</u> こと。	
エ	<u>児童発達支援センターに関する</u> こと。	
(5)	健康スポーツ部	
ア	<u>健康増進及び健康づくりの推進、疾病対策並びに地域医療に</u> に関すること。	
イ	介護保険（ <u>第3号イ</u> に含まれる部分を除く。）に関すること。	
ウ	省	略
エ	省	略
(6)	省	略
(7)	省	略

ア	省	略
イ	省	略
ウ	<u>児童福祉及び子育て支援に関する</u> こと。	
エ	<u>幼児教育及び保育並びに放課後児童健全育成事業に関する</u> こと。	
オ	障がい者福祉に関すること。	
カ	省	略
(4)	健康スポーツ部	
ア	健康増進及び健康づくりの推進に関すること。	
イ	<u>疾病対策及び地域医療に関する</u> こと。	
ウ	介護保険（ <u>前号イ</u> に含まれる部分を除く。）に関すること。	
エ	省	略
オ	省	略
(5)	省	略
(6)	省	略

（龍ヶ崎市男女共同参画推進委員会設置条例の一部改正）

第2条 龍ヶ崎市男女共同参画推進委員会設置条例（平成8年龍ヶ崎市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(庶務)</p> <p>第6条 委員会の庶務は、<u>こども未来部こども女性政策課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第6条 委員会の庶務は、<u>市民経済部地域づくり推進課</u>において処理する。</p>
---	--

(龍ヶ崎市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第3条 龍ヶ崎市子ども・子育て会議条例（平成25年龍ヶ崎市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第7条 子ども・子育て会議の庶務は、<u>こども未来部こども女性政策課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第7条 子ども・子育て会議の庶務は、<u>福祉部こども家庭センター</u>において処理する。</p>

(龍ヶ崎市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

第4条 龍ヶ崎市予防接種健康被害調査委員会条例（平成26年龍ヶ崎市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>健康スポーツ部健康増進課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>健康スポーツ部医療対策課</u>において処理する。</p>

(龍ヶ崎市感染症対策委員会条例の一部改正)

第5条 龍ヶ崎市感染症対策委員会条例（平成26年龍ヶ崎市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>健康スポーツ部健康増進課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>健康スポーツ部医療対策課</u>において処理する。</p>

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第2号

龍ヶ崎市行政手続条例の一部を改正する条例について
龍ヶ崎市行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
令和8年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市行政手続条例の一部を改正する条例
龍ヶ崎市行政手続条例（平成11年龍ヶ崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 省 略 2 省 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うも</u></p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 省 略 2 省 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>

のとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2 } 省 略
4 }

(続行期日の指定)

第22条 省 略
2 省 略

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2 } 省 略
4 }

(続行期日の指定)

第22条 省 略
2 省 略

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、令和8年5月21日から施行する。

議案第3号

龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
令和8年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年龍ヶ崎市条例第35号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等) 第9条 省 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第18条の2第1項、第20条第2項、同条第5項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年龍ヶ崎市条例第35号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「以下この条において」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下この条において」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、同条第5項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第21条第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等) 第9条 省 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第18条の2第1項、第20条第2項、同条第5項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年龍ヶ崎市条例第35号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「以下この条において」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下この条において」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、同条第5項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第21条第2項第1号中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。</p>

付 則
この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第4号

龍ヶ崎市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
龍ヶ崎市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
令和8年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例
龍ヶ崎市職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和31年龍ヶ崎市条例第104号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(降任、免職及び休職の手續) 第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合には、 <u>医師2名(市規則で定める場合にあっては、1名)</u> を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。	(降任、免職及び休職の手續) 第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合には、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。
2 省 略	2 省 略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の龍ヶ崎市職員の分限の手續及び効果に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う職員の降任、免職及び休職の手續について適用する。

議案第5号

龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
令和8年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和32年龍ヶ崎市条例第138号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が市規則で定める級以上であるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の180</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が市規則で定める級以上であるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第6号

龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
 令和8年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 龍ヶ崎市職員の給与に関する条例（昭和32年龍ヶ崎市条例第134号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(宿日直手当)</p> <p>第18条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき<u>4,700円</u>を超えない範囲内において市規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 省 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 省 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) } 省 略 2 } (4) }</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第18条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき<u>4,500円</u>を超えない範囲内において市規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 省 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 省 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) } 省 略 2 } (4) }</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p>

4 } 省略
6 }
(勤勉手当)

第21条 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3 } 省略
5 }

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

4 } 省略
6 }
(勤勉手当)

第21条 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額

3 } 省略
5 }

議案第7号

龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例について
 龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
 令和8年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例
 龍ヶ崎市手数料条例（平成12年龍ヶ崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係） 屋外広告物許可申請手数料			別表第2（第2条関係） 屋外広告物許可申請手数料		
広告物の種類	単位	金額	広告物の種類	単位	金額
はり紙、ポスター	1件につき50枚までごとに	<u>450円</u>	はり紙、ポスター	1件につき50枚までごとに	300円
はり札	1件につき10枚までごとに	<u>750円</u>	はり札	1件につき10枚までごとに	500円
省 略			省 略		
広告板	1枚につき3㎡までごとに	<u>1,100円</u>	広告板	1枚につき3㎡までごとに	750円
広告塔	1枚につき3㎡までごとに	<u>1,100円</u>	広告塔	1枚につき3㎡までごとに	750円
アーチ	1基につき3㎡までごとに	<u>1,300円</u>	アーチ	1基につき3㎡までごとに	900円
省 略			省 略		
照明広告	1基につき3㎡までごとに	<u>1,200円</u>	照明広告	1基につき3㎡までごとに	800円
省 略			省 略		

アドバルーン	1個につき	1,800円
近隣店舗等案内広告	1枚につき2㎡までごとに	850円
車体利用広告	1枚につき3㎡までごとに	750円
省 略		

アドバルーン	1個につき	1,700円
近隣店舗等案内広告	1枚につき2㎡までごとに	800円
車体利用広告	1枚につき3㎡までごとに	650円
省 略		

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第8号

龍ヶ崎市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
 龍ヶ崎市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
 令和8年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 龍ヶ崎市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成22年龍ヶ崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
省 略		省 略	
龍ヶ崎市長戸コミュニティセンター	<u>龍ヶ崎市半田町42番地2</u>	龍ヶ崎市長戸コミュニティセンター	<u>龍ヶ崎市高作町162番地9</u> <u>龍ヶ崎市半田町55番地</u>
省 略		省 略	

付 則

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第9号

龍ヶ崎市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
 龍ヶ崎市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
 令和8年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 龍ヶ崎市文化会館の設置及び管理に関する条例（平成17年龍ヶ崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（事業）</u></p> <p>第3条 文化会館が行う事業は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>集会、催し物等のための施設の提供に関すること。</u></p> <p>(2) <u>市民の演劇、音楽その他の芸術文化の向上に関すること。</u></p> <p>(3) <u>その他市長が必要と認める事業</u> （開館時間及び休館日）</p> <p>第4条 文化会館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>市長は、必要があると認めるときは、開館時間及び休館日を変更することができる。</u></p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 省 略</p> <p>（利用の許可）</p> <p>第5条 文化会館を<u>利用しようとする者</u>（以下「申請者」という。）は、<u>市長に申請し、利用の許可</u>（以下「利用許可」という。）を受けなければ</p>	<p><u>（指定管理者による管理）</u></p> <p>第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、<u>文化会館の管理を法人その他の団体であって、指定するもの</u> （以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。</p> <p>（開館時間及び休館日）</p> <p>第4条 文化会館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間及び休館日を変更することができる。</u></p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 省 略</p> <p>（使用の許可）</p> <p>第5条 文化会館を<u>使用しようとする者</u>（以下「申請者」という。）は、<u>指定管理者に申請し、使用の許可</u>（以下「使用許可」という。）を受け</p>

ばならない。

2 市長は、利用許可をするときに、申請者に対し、管理上必要な条件を付することができる。

(利用の許可事項の変更)

第6条 前条第1項の規定により文化会館の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、前条の規定を準用するものとする。

(利用許可の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化会館の利用を許可しないものとする。

- (1) }
 - く }
 - (4) }
- 省 略

(目的外利用、権利譲渡等の禁止)

第8条 利用者は、許可を受けた目的以外に文化会館を利用し、又は利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは変更させることができる。

- (1) 省 略
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。

2 市長は、前項の場合において利用者に損害が生じても、その賠償の責めを負わないものとする。

(特別の設備等)

第10条 利用者は、文化会館の利用に当たり特別の設備をし、又は既存の設備を変更するときは、あらかじめ市長の許可を受けなければなら

なければならない。

2 指定管理者は、使用許可をするときに、申請者に対し、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の許可事項の変更)

第6条 前条第1項の規定により文化会館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、前条の規定を準用するものとする。

(使用許可の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号の一に該当するときは、文化会館の使用を許可しないものとする。

- (1) }
 - く }
 - (4) }
- 省 略

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第8条 使用者は、許可を受けた目的以外に文化会館を使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、使用者が次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。

- (1) 省 略
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

2 指定管理者は、前項の場合において使用者に損害が生じても、その賠償の責めを負わないものとする。

(特別の設備等)

第10条 使用者は、文化会館の使用に当たり特別の設備をし、又は既存の設備を変更するときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなけれ

ない。

(使用料)

第11条 利用者は、利用許可を受ける際に、別表に定める文化会館の利用に係る料金（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。ただし、利用時間の延長に伴う使用料は、利用の終了後直ちに納付するものとする。

(使用料の減免)

第12条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める率を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市民又は市民団体が文化活動その他これに類する活動に利用する場合（入場無料のときに限る。） 5割
- (2) 市の事業で利用する場合 10割
- (3) 非常災害で避難場所として利用する場合 10割

(4) 省 略

(使用料の不還付)

第13条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めによらない事由により利用できなかったとき。
- (2) 利用者が規則で定める期間内に当該利用許可の取消し又は変更を申し出たとき。

(3) 省 略

(入場の制限)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を拒絶し、又は退場させることができる。

- (1) } 省 略
- (2) }
- (4) }

ばならない。

(使用料)

第11条 使用者は、使用許可を受ける際に、別表に定める文化会館の使用に係る料金（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。ただし、使用時間の延長に伴う使用料は、使用の終了後直ちに納付するものとする。

(使用料の減免)

第12条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める率を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市民又は市民団体が文化活動その他これに類する活動に使用する場合（入場無料のときに限る。） 5割
- (2) 市の事業又は指定管理者が市から事業を委託されて使用する場合 10割
- (3) 非常災害で避難場所として使用する場合 10割

(4) 省 略

(使用料の不還付)

第13条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない事由により使用できなかったとき。
- (2) 使用者が規則で定める期間内に当該使用許可の取消し又は変更を申し出たとき。

(3) 省 略

(入場の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号の一に該当する者の入場を拒絶し、又は退場させることができる。

- (1) } 省 略
- (2) }
- (4) }

(原状回復義務)

第16条 利用者は、文化会館の利用の目的を終了したとき、又は第9条第1項の規定による利用許可の取消し若しくは利用の中止若しくは利用の変更の処分を受けたときは、直ちに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、利用者に代わってこれを執行し、これに要した費用は市長が利用者から徴収するものとする。

(損害賠償)

第17条 利用者は、文化会館の施設又は附帯設備を損壊し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第18条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、文化会館の管理を法人その他の団体であつて、指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて文化会館の開館時間及び休館日を変更することができる。

3 第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条、第5条、第7条、第9条、第10条、第12条、第14条及び第16条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期日前にされた第5条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合

(原状回復義務)

第16条 使用者は、文化会館の使用の目的を終了したとき、又は第9条第1項の規定による使用許可の取消し若しくは使用の中止若しくは使用の変更の処分を受けたときは、直ちに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

2 指定管理者は、使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、使用者に代わってこれを執行し、これに要した費用は市長が使用者から徴収するものとする。

(損害賠償)

第17条 使用者は、文化会館の施設又は附帯設備を損壊し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

を含む。)の規定による利用許可の申請及び利用許可は、それぞれ当該指定管理者に対する利用許可の申請及び当該指定管理者による利用許可とみなす。

(指定管理者が行う業務)

第19条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 文化会館の利用許可等に関する業務
- (3) 使用料又は次条に定める利用料金及び指定管理者が行う事業の利用に係る料金の徴収に関する業務
- (4) 文化会館及び附属設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に定める業務

(利用料金の收受等)

第20条 第18条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第11条の規定にかかわらず、指定管理者は、利用者から納入される利用料金を自らの収入として收受することができる。この場合において、第11条から第13条まで及び別表中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

2 利用料金は、第11条に規定する使用料の額を限度として、市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

(市の免責)

第21条 市長は、この条例又はこの条例に基づく規則に定める利用者の義務の不履行による事故等の責任については、一切の責任を負わない。

(指定管理者が行う業務の範囲等)

第18条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 文化会館の使用許可、取消し及び入場の制限に関すること。
- (2) 文化会館の維持管理に関すること。
- (3) 文化会館を使用した文化振興事業に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者の管理の期間)

第19条 指定管理者が文化会館の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間とする。ただし、再指定を妨げない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、相当な理由があると認める場合は、5年の範囲内で期間を定めることができる。

(市の免責)

第20条 市長は、この条例又はこの条例に基づく規則に定める使用者の義務の不履行による事故等の責任については、一切の責任を負わない。

第22条 省 略

別表（第11条関係）

文化会館に係る使用料

1 大ホール

利用区分	1時間当たりの使用料
省 略	

2 小ホール

利用区分	1時間当たりの使用料
省 略	

3 ホール以外の部屋

利用区分	1時間当たりの使用料
省 略	

4 冷暖房

利用区分	1時間当たりの使用料
省 略	

5 附属設備

省 略	
-----	--

第21条 省 略

別表（第11条関係）

文化会館に係る使用料

1 大ホール

使用区分	1時間当たりの使用料
省 略	

2 小ホール

使用区分	1時間当たりの使用料
省 略	

3 ホール以外の部屋

使用区分	1時間当たりの使用料
省 略	

4 冷暖房

使用区分	1時間当たりの使用料
省 略	

5 附属設備

省 略	
-----	--

備考

- 1 小ホール及び小会議室の使用料は、定置外椅子の利用も含む。
- 2 省 略
- 3 休館日に文化会館を利用する場合の使用料は、土、日、祝日の使用料に準ずる。

備考

- 1 小ホール及び小会議室の使用料は、定置外椅子の使用も含む。
- 2 省 略
- 3 休館日に文化会館を使用する場合の使用料は、土、日、祝日の使用料に準ずる。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定による改正後の龍ヶ崎市文化会館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料又は利用料金について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第10号

龍ヶ崎市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
 龍ヶ崎市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
 令和8年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 龍ヶ崎市運動広場の設置及び管理に関する条例（平成25年龍ヶ崎市条例第9号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(名称及び位置) 第2条 運動広場の名称及び位置は、次の表のとおりとする。			(名称及び位置) 第2条 運動広場の名称及び位置は、次の表のとおりとする。		
名称		位置	名称		位置
省 略			省 略		
龍ヶ崎市北文間運動広場		龍ヶ崎市長沖町1490番地2	龍ヶ崎市北文間運動広場		龍ヶ崎市長沖町1490番地2
龍ヶ崎市長戸体育館		龍ヶ崎市半田町55番地			
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
施設の名称	開館・開場時間	休館・休場日	施設の名称	開館・開場時間	休館・休場日
	省 略			省 略	
スポーツサ ロン北文間 館	午前9時から午 後10時まで	毎週月曜日（月曜日が休日に当たる 場合は、その日以後の直近の休日 でない日）及び12月28日から翌年 の1月4日まで	スポーツサ ロン北文間 館	午前9時から午 後10時まで	毎週月曜日（月曜日が休日に当たる 場合は、その日以後の直近の休日 でない日）及び12月28日から翌年 の1月4日まで

長戸体育館	午前9時から午後10時まで	毎週月曜日（月曜日が休日に当たる場合は、その日以後の直近の休日でない日）及び12月28日から翌年の1月4日まで
-------	---------------	---

備考

1 高砂体育館、北文間体育館、スポーツサロン北文間館及び長戸体育館

(1) }
2 } 省 略

別表第2（第9条関係）

1 体育館

施設の名称	利用単位	区分	利用料金
高砂体育館	1時間当たり	一般	500円
		高校生以下、65歳以上、障がい者	150円
北文間体育館	1時間当たり	一般	500円
		高校生以下、65歳以上、障がい者	150円
長戸体育館	1時間当たり	一般	500円
		高校生以下、65歳以上、障がい者	150円

2 省 略

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 付則第3項及び第4項の規定 公布の日

備考

1 高砂体育館、北文間体育館及びスポーツサロン北文間館

(1) }
2 } 省 略

別表第2（第9条関係）

1 体育館

施設の名称	利用単位	区分	利用料金
高砂体育館	1時間当たり	一般	380円
		高校生以下、65歳以上、障がい者	120円
北文間体育館	1時間当たり	一般	380円
		高校生以下、65歳以上、障がい者	120円

2 省 略

(2) 別表第2の1の表高砂体育館の項及び北文間体育館の項の改正規定並びに次項の規定 令和8年10月1日
(経過措置)

2 この条例の規定による改正後の龍ヶ崎市運動広場の設置及び管理に関する条例別表第2(同表の1の表高砂体育館の項及び北文間体育館の項に係る部分に限る。)の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 龍ヶ崎市長戸体育館(以下「長戸体育館」という。)に係る指定管理者の選定その他の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。この場合において、長戸体育館について最初に指定を受ける指定管理者が管理を行う期間は、第15条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して3年間とする。

4 利用の許可その他長戸体育館の利用に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第11号

龍ヶ崎市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
 龍ヶ崎市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
 令和8年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
 龍ヶ崎市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年龍ヶ崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、龍ヶ崎市の区域内に住所を有する者で、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者医療確保法又は規則で定める社会保険各法(以下「医療保険各法」という。)の規定により、医療に関する給付を受けることができる者(龍ヶ崎市の区域外に住所を有する者で、国民健康保険法第116条の2の規定により龍ヶ崎市が行う国民健康保険の被保険者となる者又は高齢者医療確保法第55条若しくは同法第55条の2の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であって、かつ、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第9条の規定により龍ヶ崎市がその保険料を徴収する被保険者を含む。)のうち、前条各号のいずれかに該当する者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。</p> <p>(医療福祉費の支給)</p> <p>第4条 龍ヶ崎市は、対象者の疾病又は負傷(対象者が妊産婦である場合にあっては、妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、龍ヶ崎市の区域内に住所を有する者で、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者医療確保法又は規則で定める社会保険各法(以下「<u>社会保険各法</u>」という。)の規定により、医療に関する給付を受けることができる者(龍ヶ崎市の区域外に住所を有する者で、国民健康保険法第116条の2の規定により龍ヶ崎市が行う国民健康保険の被保険者となる者又は高齢者医療確保法第55条若しくは同法第55条の2の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であって、かつ、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第9条の規定により龍ヶ崎市がその保険料を徴収する被保険者を含む。)のうち、前条各号のいずれかに該当する者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。</p> <p>(医療福祉費の支給)</p> <p>第4条 龍ヶ崎市は、対象者の疾病又は負傷(対象者が妊産婦である場合にあっては、妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる</p>

疾病又は負傷に限る。以下同じ。)について医療保険各法の規定による医療に関する給付(入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。)が行われた場合において、その給付の額(これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、付加給付が行われた場合は当該付加給付額に相当する額を加えた額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則に定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額(医療保険各法による被保険者、組合員、加入者若しくはその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。)を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。

2 省 略

3 第1項の高額療養費は、医療保険各法又はこれらの法律に基づく政令及び省令の定めるところにより算出された額とする。

4 } 省 略
7 }

(医療福祉費の支給制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- (1) 妊産婦にあつては、妊娠の届出日において、その者若しくはその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の前年の所得(妊娠の届出日の

疾病又は負傷に限る。以下同じ。)について国民健康保険法、高齢者医療確保法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付(入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。)が行われた場合において、その給付の額(これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、付加給付が行われた場合は当該付加給付額に相当する額を加えた額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則に定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額(国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくはその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。)を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。

2 省 略

3 第1項の高額療養費は、国民健康保険法、高齢者医療確保法若しくは社会保険各法又はこれらの法律に基づく政令及び省令の定めるところにより算出された額とする。

4 } 省 略
7 }

(医療福祉費の支給制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- (1) 妊産婦にあつては、妊娠の届出日において、その者若しくはその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の前年の所得(妊娠の届出日の

属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法(明治29年法律第89号)第87条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(2) 母子家庭の母子及び父子家庭の父子にあっては、対象者としての申請をした日(以下「届出日」という。)又は7月1日現在において、そのいずれかの者の前年の所得(届出日の属する月が1月から6月までの者には、前々年の所得とする。以下同じ。)が、扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき、又はその扶養義務者で主として当該母子家庭の母子及び父子家庭の父子の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(3) 重度心身障がい者等にあっては、届出日又は7月1日現在において、その者の前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき又はその者の配偶者若しくはその扶養義

属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、児童手当法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第184号)による改正前の児童手当法施行令(昭和46年政令第281号。以下「旧児童手当法施行令」という。)第1条に定める額(以下「基準額」という。)以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法(明治29年法律第89号)第87条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(2) 母子家庭の母子及び父子家庭の父子にあっては、対象者としての申請をした日(以下「届出日」という。)又は7月1日現在において、そのいずれかの者の前年の所得(届出日の属する月が1月から6月までの者には、前々年の所得とする。以下同じ。)が、扶養親族等の有無及び数に応じて、7月1日(前々年の所得にあっては、前年の7月1日)現在における国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第28条第10項の規定によりその例によるものとされる同法第1条の規定による改正前の国民年金法(昭和34年法律第141号)第66条第3項に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号。以下「経過措置政令」という。)第46条第4項に定める額以上であるとき、又はその扶養義務者で主として当該母子家庭の母子及び父子家庭の父子の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(3) 重度心身障がい者等にあっては、届出日又は7月1日現在において、その者の前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行

務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

2 前項各号に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外とし、所得の額の計算方法は、規則で定める。

令の一部を改正する政令（令和6年政令第259号）による改正前の特別児童扶養手当法施行令（以下「旧特別児童扶養手当法施行令」という。）第2条第1項に定める額に53万3,000円を加えた額以上であるとき又はその者の配偶者若しくはその扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて、旧特別児童扶養手当法施行令第2条第2項に定める額以上であるとき。

2 前項各号に規定する所得の額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額）の合計額とする。ただし、前項第1号に規定する基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、旧児童手当法施行令第2条及び第3条の規定の例によるものとし、前項第2号に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例によるものとし、前項第3号に規定する旧特別児童扶養手当法施行令第2条第1項に定める額及び旧特別児童扶養手当法施行令第2条第2項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、旧特別児童扶養手当法施行令第5条の規定の例によるものとする。

3 省 略

3 省 略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

議案第12号

龍ヶ崎市立保育所設置条例の一部を改正する条例について
 龍ヶ崎市立保育所設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
 令和8年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市立保育所設置条例の一部を改正する条例
 龍ヶ崎市立保育所設置条例（昭和42年龍ヶ崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前		
<p><u>（特定乳児等通園支援）</u></p> <p>第3条 保育所は、<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の2第1項に規定する特定乳児等通園支援（以下「特定乳児等通園支援」という。）</u>を行う。</p> <p>2 <u>前項の規定により行う特定乳児等通園支援の利用定員は、別表のとおりとする。</u></p> <p>3 <u>別表に規定する利用定員は、同表に規定する定員に含まれるものとする。</u></p> <p>（入所の要件）</p> <p>第6条 保育所に入所し、保育を受けることができる資格を有する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童</p> <p>(2) 省 略</p> <p>(3) 省 略</p> <p>別表（第2条、第3条関係）</p>				<p><u>（乳児等通園支援事業）</u></p> <p>第3条 保育所は、<u>児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業</u>を行う。</p> <p>（入所の要件）</p> <p>第6条 保育所に入所し、保育を受けることができる資格を有する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法<u>（平成24年法律第65号）</u>第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童</p> <p>(2) 省 略</p> <p>(3) 省 略</p> <p>別表（第2条関係）</p>		
名称	位置	定員	利用定員	名称	位置	定員

八原保育所	龍ヶ崎市藤ヶ丘1 丁目19番地1	144人	<u>9人</u>	八原保育所	龍ヶ崎市藤ヶ丘1 丁目19番地1	144人
-------	---------------------	------	-----------	-------	---------------------	------

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第13号

龍ヶ崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 龍ヶ崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
 令和8年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 龍ヶ崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年龍ヶ崎市条例第31号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)</p> <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p>	<p>(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)</p> <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p>
<p>(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p>	<p>(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p>
<p>2 省 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p>	<p>2 省 略</p> <p>(虐待等の防止)</p>
<p>第13条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>第13条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>	<p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>

(1) } 省 略
ゝ
(5) }

(6) 利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

(8) } 省 略
ゝ
(11) }

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 省 略

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 省 略

2 省 略

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事

(1) } 省 略
ゝ
(5) }

(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

(8) } 省 略
ゝ
(11) }

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 省 略

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 省 略

2 省 略

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

業をいう。

第22条 省 略

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第23条 省 略

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第22条 省 略

第23条 省 略

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

議案第14号

龍ヶ崎市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 龍ヶ崎市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
 令和8年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 龍ヶ崎市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和7年龍ヶ崎市条例第40号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(一般原則)</p> <p>第2条 省 略</p> <p>2 特定乳児等通園支援事業者は、<u>その提供する特定乳児等通園支援</u>を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。</p> <p>3 省 略</p> <p>4 特定乳児等通園支援事業者は、<u>その提供する特定乳児等通園支援</u>を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同</p>	<p>(一般原則)</p> <p>第2条 省 略</p> <p>2 特定乳児等通園支援事業者は、<u>当該特定乳児等通園支援事業者</u>を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。</p> <p>3 省 略</p> <p>4 特定乳児等通園支援事業者は、<u>当該特定乳児等通園支援事業者</u>を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第3条 特定乳児等通園支援事業者は、<u>次に掲げる支給対象小学校就学前子どもの区分ごとに</u>、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第</p>

じ。)を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（支払）

第12条 省 略
2 省 略

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。)を定めるものとする。

(1) 満1歳未満の支給対象小学校就学前子ども

(2) 満1歳以上の支給対象小学校就学前子ども

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の提供の状況の把握に努めなければならない。

（支払）

第12条 省 略
2 省 略

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) }
 } 省 略
(4) }

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 省 略
5 省 略

(揭示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

(1) }
 } 省 略
(4) }

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援事業者の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 省 略
5 省 略

(揭示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業者の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業者においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業者を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 省 略

2 省 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第15号

龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の一部を改正する条例について
 龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
 令和8年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の一部を改正する条例
 龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例（平成14年龍ヶ崎市条例第45号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第3条、第5条、第7条関係）			別表（第3条、第5条、第7条関係）		
健診項目	費用負担額		健診項目	費用負担額	
	集団健診	医療機関健診		集団健診	医療機関健診
特定健康診査	<u>1,000円</u>	<u>1,000円</u>	特定健康診査	<u>1,500円</u>	<u>1,500円</u>
省 略			省 略		
健康診査	<u>1,000円以内で 規則で定める額</u>	<u>1,000円以内で 規則で定める額</u>	健康診査	<u>1,500円以内で 規則で定める額</u>	<u>1,500円以内で 規則で定める額</u>
省 略			省 略		

付 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の受診に係る費用負担額について適用し、同日前に受診した健診に係る費用負担額については、なお従前の例による。

議案第16号

龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の特例に関する条例の一部を改正する条例について
 龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
 令和8年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の特例に関する条例の一部を改正する条例
 龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の特例に関する条例（令和5年龍ヶ崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(特例措置) 第2条 条例第4条に規定する対象者のうち、健診を実施する年度の次の表の左欄に掲げる基準日において同表中欄の年齢である者の同表右欄に掲げる健診に係る費用は、無料とする。			(特例措置) 第2条 条例第4条に規定する対象者のうち、健診を実施する年度の次の表の左欄に掲げる基準日において同表中欄の年齢である者の同表右欄に掲げる健診に係る費用は、無料とする。		
基準日	年齢	健診項目	基準日	年齢	健診項目
3月31日	<u>40歳又は50歳</u>	特定健康診査	3月31日	<u>41歳又は51歳</u>	特定健康診査
3月31日	35歳	健康診査	3月31日	35歳	健康診査
<u>3月31日</u>	<u>50歳</u>	<u>乳がん検診、胃がん検診及び大腸がん検診</u>			
4月1日	20歳	子宮頸がん検診	4月1日	20歳	子宮頸がん検診
4月1日	40歳	乳がん検診	4月1日	40歳	<u>乳がん検診、胃がん検診及び大腸がん検診</u>
	省略			省略	

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(令和9年3月31日までの間における特定健康診査の年齢に関する経過措置)

2 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間におけるこの条例の規定による改正後の龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の特例に関する条例第2条の規定の適用については、同条中「40歳又は50歳」とあるのは、「40歳、41歳、50歳又は51歳」とする。

議案第17号

龍ヶ崎市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について
 龍ヶ崎市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
 令和8年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例
 龍ヶ崎市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例（平成18年龍ヶ崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(排出等の禁止物)</p> <p>第13条 占有者は、市が行う家庭系廃棄物の収集及び運搬に際し、次に掲げるものを排出し、又は処理施設に搬入してはならない。</p> <p>(1) } 省 略</p> <p>(5) }</p> <p>(6) 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）第3条及び第5条に規定するパーソナルコンピュータのうち、一般家庭で生じたものであって、パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年経済産業省、環境省令第1号）の規定に基づき、パーソナルコンピュータの製造等（製造又は輸入した物を販売することをいう。）の事業を行う者が、自主回収するもの</p> <p>(7) 省 略</p> <p>2 省 略</p>	<p>(排出等の禁止物)</p> <p>第13条 占有者は、市が行う家庭系廃棄物の収集及び運搬に際し、次に掲げるものを排出し、又は処理施設に搬入してはならない。</p> <p>(1) } 省 略</p> <p>(5) }</p> <p>(6) 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）第3条及び第4条に規定するパーソナルコンピュータのうち、一般家庭で生じたものであって、パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年経済産業省、環境省令第1号）の規定に基づき、パーソナルコンピュータの製造等（製造又は輸入した物を販売することをいう。）の事業を行う者が、自主回収するもの</p> <p>(7) 省 略</p> <p>2 省 略</p>

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第18号

龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
 令和8年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 龍ヶ崎市国民健康保険税条例（昭和41年龍ヶ崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、茨城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、茨城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p>

(2) 省 略

(3) 省 略

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（茨城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

2 } 省 略
4 }

5 子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額（以下「18歳以上被保険者均等割額」という。）の総額を加算した額とする。ただし、当該額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第8条 省 略

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第9条 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に次条の率を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の税率等）

第10条 前条の所得割額の率、第2条第5項の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額は、別表第4のとおりとする。

(2) 省 略

(3) 省 略

2 } 省 略
4 }

第8条 省 略

第11条 省 略

(徴収の方法)

第12条 国民健康保険税は、第15条、第19条及び第20条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

第13条 省 略

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第14条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（第22条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

2 }
8 } 省 略

第15条 }
第16条 } 省 略
第17条 }
第18条 }
第19条 }

(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)

第20条 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。）を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(1) 第15条第2項に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険

第9条 省 略

(徴収の方法)

第10条 国民健康保険税は、第13条、第17条及び第18条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

第11条 省 略

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第12条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（第20条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

2 }
8 } 省 略

第13条 }
第14条 } 省 略
第15条 }
第16条 }
第17条 }

(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)

第18条 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。）を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(1) 第13条第2項に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険

税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日から9月30日までの間

(2) 省 略

(3) 省 略

(普通徴収税額への繰入)

第21条 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第13条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 省 略

(国民健康保険税の減額)

第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、基礎課税額から別表第5に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、後期高齢者支援金等課税額から別表第6に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、介護納付金課税額から別表第7に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）及び子ども・子育て支援納付金課税額から別表第8に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。

(1) 省 略

税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日から9月30日までの間

(2) 省 略

(3) 省 略

(普通徴収税額への繰入)

第19条 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第11条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 省 略

(国民健康保険税の減額)

第20条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、基礎課税額から別表第4に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、後期高齢者支援金等課税額から別表第5に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）及び介護納付金課税額から別表第6に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 省 略

- (2) 省 略
- (3) 省 略

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある場合には、当該被保険者につき算定した第4条、第6条及び第10条に規定する基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額（前項の規定による減額の適用を受ける場合は、当該減額後の被保険者均等割額。第28条第4項において同じ。）に10分の5を乗じて得た額を、当該納税義務者に対して課する国民健康保険税から減額するものとする。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項の規定により減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) } 省 略
- (6) }

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した被保険者均等割額

- (2) 省 略
- (3) 省 略

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある場合には、当該被保険者につき算定した第4条及び第6条に規定する基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額（前項の規定による減額の適用を受ける場合は、当該減額後の被保険者均等割額。第25条第4項において同じ。）に10分の5を乗じて得た額を、当該納税義務者に対して課する国民健康保険税から減額するものとする。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項の規定により減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) } 省 略
- (6) }

及び18歳以上被保険者均等割額（第1項の規定により減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額は、別表第4の被保険者均等割の額から同額を控除して得た額とする。

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第23条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第25条第1項において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。以下この条において同じ。）及び」とする。

第24条 省 略

第25条 省 略

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第21条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第23条第1項において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第21条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。以下この条において同じ。）及び」とする。

第22条 省 略

第23条 省 略

第26条 }
第27条 } 省 略
第28条 }
第29条 }

付 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第22条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

第23条の2 }
第24条 } 省 略
第25条 }
第26条 }

付 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第20条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定

項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第

する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の

35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第22条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から

4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第20条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第3

法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第22条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約

14条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第20条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第20条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約

適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は

適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金

山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(平成22年度以降の国民健康保険税減免の特例)

- 14 当分の間、平成22年度以降の第28条第1項第3号による国民健康保険税の減免については、同号中「該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)」とあるのは、「該当する者」とする。

別表第3 省 略

別表第4 (第10条、第22条関係)

子ども・子育て支援納付金課税額の税率等

税率等	
所得割	100分の0.30
被保険者均等割	被保険者1人について 2,000円
18歳以上被保険者均等割	18歳以上被保険者1人について 100円

別表第5 (第22条関係)

基礎課税額の減額

減額		
第22条第1項第1号	被保険者均等割額	被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 22,050円
第22条第1項第2号	被保険者均等割額	被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 15,750円

額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第20条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(平成22年度以降の国民健康保険税減免の特例)

- 14 当分の間、平成22年度以降の第25条第1項第3号による国民健康保険税の減免については、同号中「該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)」とあるのは、「該当する者」とする。

別表第3 省 略

別表第4 (第20条関係)

基礎課税額の減額

減額		
第20条第1項第1号	被保険者均等割額	被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 22,050円
第20条第1項第2号	被保険者均等割額	被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 15,750円

第22条 第1項第 3号	被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,300円
--------------------	----------	---------------------------------------

別表第6（第22条関係）

後期高齢者支援金等課税額の減額

減額		
第22条 第1項第 1号	被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 9,870円
第22条 第1項第 2号	被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,050円
第22条 第1項第 3号	被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,820円

別表第7（第22条関係）

介護納付金課税額の減額

減額		
第22条 第1項第 1号	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 9,870円
第22条 第1項第 2号	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,050円
第22条 第1項第 3号	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,820円

第20条 第1項第 3号	被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,300円
--------------------	----------	---------------------------------------

別表第5（第20条関係）

後期高齢者支援金等課税額の減額

減額		
第20条 第1項第 1号	被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 9,870円
第20条 第1項第 2号	被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,050円
第20条 第1項第 3号	被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,820円

別表第6（第20条関係）

介護納付金課税額の減額

減額		
第20条 第1項第 1号	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 9,870円
第20条 第1項第 2号	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,050円
第20条 第1項第 3号	被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,820円

別表第8（第22条関係）

子ども・子育て支援納付金課税額の減額

減額		
第22条 第1項第 1号	被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,400円
	18歳以上被保険者均等割額	18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 70円
第22条 第1項第 2号	被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,000円
	18歳以上被保険者均等割額	18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 50円
第22条 第1項第 3号	被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 400円
	18歳以上被保険者均等割額	18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 20円

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の龍ヶ崎市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第19号

龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例について
 龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
 令和8年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例
 龍ヶ崎市介護保険条例（平成12年龍ヶ崎市条例第8号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>付 則 第9条 省 略 <u>（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）</u> 第10条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若</p>	<p>付 則 第9条 省 略</p>

しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。付則第8条第1項第2号イを除き、以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。付則第8条第1項第2号イを除き、以下同じ。）」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、

零とする。付則第8条第1項第2号イを除き、以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。付則第8条第1項第2号イを除き、以下同じ。)」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。付則第8条第1項第2号イを除き、以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給

与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。付則第8条第1項第2号イを除き、以下同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第11条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

- (1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）
- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
 - ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55

万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定す

る政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第20号

龍ヶ崎市中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例について
 龍ヶ崎市中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
 令和8年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例
 龍ヶ崎市中小企業事業資金融資あつ旋条例（平成21年龍ヶ崎市条例第3号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>龍ヶ崎市中小企業事業資金融資あつせん条例 （目的） 第1条 この条例は、市内の中小企業者に対する事業資金の融資及びこれに関する保証を<u>あつせん</u>し、もって市内中小企業者の金融の円滑化を図ることを目的とする。 （融資保証あつせん） 第3条 融資保証の<u>あつせん</u>は、第5条に規定する振興金融及び自治金融に区分して取り扱うことができるものとする。 2 前項に規定する融資保証の<u>あつせん</u>は、市長が別に指定する商工会（以下「商工会」という。）が行うものとする。 （融資保証あつせんの対象） 第4条 融資保証の<u>あつせん</u>を受けることができる者は、本市において3月以上（特別小口保証については、1年以上）事務所を有し、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種に属する事業を営み、かつ、市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び下水道使用料を完納し、</p>	<p>龍ヶ崎市中小企業事業資金融資あつ旋条例 （目的） 第1条 この条例は、市内の中小企業者に対する事業資金の融資及びこれに関する保証を<u>あつ旋</u>し、もって市内中小企業者の金融の円滑化を図ることを目的とする。 （融資保証あつ旋） 第3条 融資保証の<u>あつ旋</u>は、第5条に規定する振興金融及び自治金融に区分して取り扱うことができるものとする。 2 前項に規定する融資保証の<u>あつ旋</u>は、市長が別に指定する商工会（以下「商工会」という。）が行うものとする。 （融資保証あつ旋の対象） 第4条 融資保証の<u>あつ旋</u>を受けることができる者は、本市において3月以上（特別小口保証については、1年以上）事務所を有し、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種に属する事業を営み、かつ、市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び下水道使用料を完納し、</p>

又は完納する見込みが確実なものとする。ただし、保証協会の代位弁済を受けてこれを完済していないものについては、この限りでない。

(資金の用途)

第5条 融資保証のあっせんを受けられる資金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 省 略
- (2) 省 略

(融資保証あっせん総額の最高限度額)

第6条 市長及び商工会の長(以下「商工会長」という。)が融資保証をあっせんできるあっせん総額の最高限度額は、市が保証協会に出えんした累積額の80倍とする。

(1企業に対する融資保証あっせんの最高限度額)

第7条 融資保証をあっせんする1企業に対する最高限度額は、次のとおりとする。

- (1) 省 略
- (2) 省 略

(融資保証期間の最長限度)

第8条 あっせんする融資保証の期間の最長限度は、次のとおりとする。

- (1) 振興金融
 - ア 設備資金 10年
 - イ 運転資金 10年
- (2) 自治金融
 - ア 設備資金 10年
 - イ 運転資金 10年

(貸付方法及び返済方法)

第9条 あっせんする融資保証の貸付方法及び返済方法は、次のとおりとする。

又は完納する見込みが確実なものとする。ただし、保証協会の代位弁済を受けてこれを完済していないものについては、この限りでない。

(資金の用途)

第5条 融資保証のあっ旋を受けられる資金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 省 略
- (2) 省 略

(融資保証あっ旋総額の最高限度額)

第6条 市長及び商工会の長(以下「商工会長」という。)が融資保証をあっ旋できるあっ旋総額の最高限度額は、市が保証協会に出えんした累積額の80倍とする。

(1企業に対する融資保証あっ旋の最高限度額)

第7条 融資保証をあっ旋する1企業に対する最高限度額は、次のとおりとする。

- (1) 省 略
- (2) 省 略

(融資保証あっ旋期間の最長限度)

第8条 あっ旋する融資保証の期間の最長限度は、次のとおりとする。

- (1) 振興金融
 - ア 設備資金 7年
 - イ 運転資金 7年
- (2) 自治金融
 - ア 設備資金 7年
 - イ 運転資金 7年

(貸付方法及び返済方法)

第9条 あっ旋する融資保証の貸付方法及び返済方法は、次のとおりとする。

(1) 省 略

(2) 省 略

(保証人及び担保)

第10条 あっせんする融資保証の連帯保証人は、原則として法人代表者のみとし、必要に応じて物的担保を徴するものとする。ただし、特別小口保証の場合は、この限りでない。

(あっせんの申込み)

第11条 融資保証のあっせんを依頼しようとする者は、別に定める申込書3部を商工会長に提出しなければならない。

(審査委員会の設置)

第12条 商工会長は、適正な融資あっせんの実施に資するため、市長と協議の上、融資あっせん審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(融資保証あっせんの審査)

第13条 商工会長は、第11条の申込みを受けた場合には、審査委員会に諮問し、あっせんの手続を行うものとする。ただし、自治金融にあっては、本制度の融資実績がある者及び新規利用で資金需要が急を要する者からの申込みについては、商工会長があっせん手続を行い、それを審査委員会へ報告するものとする。

(資金用途の変更)

第14条 融資保証のあっせんを受けた者が、その資金の用途を変更しようとする場合には、あらかじめ商工会長の承認を得なければならない。

(調査及び指示権)

第15条 市長又は商工会長は、そのあっせんに係る融資金に関して必要な限度において、被あっせん者につき調査し、若しくは報告を徴し、又は指示をすることができる。

(被あっせん者の報告義務)

(1) 省 略

(2) 省 略

(保証人及び担保)

第10条 あっ旋する融資保証の連帯保証人は、原則として法人代表者のみとし、必要に応じて物的担保を徴するものとする。ただし、特別小口保証の場合は、この限りでない。

(あっ旋の申込み)

第11条 融資保証のあっ旋を依頼しようとする者は、別に定める申込書3部を商工会長に提出しなければならない。

(審査委員会の設置)

第12条 商工会長は、適正な融資あっ旋の実施に資するため、市長と協議の上、融資あっ旋審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(融資保証あっ旋の審査)

第13条 商工会長は、第11条の申込みを受けた場合には、審査委員会に諮問し、あっ旋の手続を行うものとする。ただし、自治金融にあっては、本制度の融資実績がある者及び新規利用で資金需要が急を要する者からの申込みについては、商工会長があっ旋手続を行い、それを審査委員会へ報告するものとする。

(資金用途の変更)

第14条 融資保証のあっ旋を受けた者が、その資金の用途を変更しようとする場合には、あらかじめ商工会長の承認を得なければならない。

(調査及び指示権)

第15条 市長又は商工会長は、そのあっ旋に係る融資金に関して必要な限度において、被あっ旋者につき調査し、若しくは報告を徴し、又は指示をすることができる。

(被あっ旋者の報告義務)

第16条 融資保証のあっせんを受けた者は、その事業経営に関し重大な事由が発生したときは、商工会長に直ちに報告しなければならない。この場合において、商工会長は、市長に対してその内容を直ちに報告しなければならない。

(損失補償)

第18条 市長は、この条例に基づき融資のあっせんを行った資金に係る債務を、保証協会が中小企業に代わって金融機関に代位弁済し、損失を受けたときは、その受けた損失額の2分の1に相当する金額を保証協会に補償するものとする。

2 省 略

第16条 融資保証のあっ旋を受けた者は、その事業経営に関し重大な事由が発生したときは、商工会長に直ちに報告しなければならない。この場合において、商工会長は、市長に対してその内容を直ちに報告しなければならない。

(損失補償)

第18条 市長は、この条例に基づき融資のあっ旋を行った資金に係る債務を、保証協会が中小企業に代わって金融機関に代位弁済し、損失を受けたときは、その受けた損失額の2分の1に相当する金額を保証協会に補償するものとする。

2 省 略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第8条の規定は、この条例の施行の日以後に融資保証のあっせんをする者について適用し、同日前に融資保証のあっせんをした者については、なお従前の例による。

議案第21号

龍ヶ崎市火入れに関する条例の一部を改正する条例について
 龍ヶ崎市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
 令和8年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市火入れに関する条例の一部を改正する条例
 龍ヶ崎市火入れに関する条例（昭和59年龍ヶ崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の対象期間) 第6条 火入れの許可の対象期間は、1件につき<u>規則で定める期間内</u>とする。</p> <p>(防火帯の設置) 第11条 火入責任者は、<u>規則で定める要件を満たす防火帯</u>を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。</p> <p>2 省 略 (火入従事者) 第12条 火入者は、火入れに当たっては、1回の火入れの面積に応じ、<u>規則で定めるところにより火入れの作業に従事する者</u>（以下「火入従事者」という。）を配置しなければならない。</p>	<p>(許可の対象期間) 第6条 火入れの許可の対象期間は、1件につき<u>6日以内</u>とする。</p> <p>(防火帯の設置) 第11条 火入責任者は、<u>火入地の周囲に幅5メートル以上（火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については10メートル以上）の防火帯</u>を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。</p> <p>2 省 略 (火入従事者) 第12条 火入者は、火入れに当たっては、1回の火入れの面積に応じ、<u>次のとおり火入れの作業に従事する者</u>（以下「火入従事者」という。）を配置しなければならない。 (1) <u>0.5ヘクタールまでは10人以上</u> (2) <u>0.5ヘクタールを超える場合にあっては、その超える面積0.5ヘクタールにつき5人を前号の人数に加えて得た人数以上</u></p>

- 2 省 略
3 省 略

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表された場合又は林野火災注意報、林野火災警報若しくは火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

- 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき、又は林野火災注意報、林野火災警報若しくは火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

- 2 省 略
3 省 略

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表された場合又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

- 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき、又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

議案第22号

龍ヶ崎市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
 龍ヶ崎市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
 令和8年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市営住宅管理条例の一部を改正する条例
 龍ヶ崎市営住宅管理条例（平成9年龍ヶ崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 省 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) <u>60歳以上の者</u></p> <p>(2) } 省 略</p> <p>(3) } 省 略</p> <p>(4) } 省 略</p> <p>(5) } 省 略</p> <p>(6) <u>18歳以上60歳未満の者であつて、市営住宅の3階に位置する住戸のうち、1年以上入居の申込みがないもの（市長が当該住戸の入居者の公募を行っていない場合を除く。）に入居を希望するもの</u></p> <p>3 省 略</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 省 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) <u>満60歳以上の者</u></p> <p>(2) } 省 略</p> <p>(3) } 省 略</p> <p>(4) } 省 略</p> <p>(5) } 省 略</p> <p>3 省 略</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第23号

龍ヶ崎市下水道条例の一部を改正する条例について

龍ヶ崎市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市下水道条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市下水道条例（昭和55年龍ヶ崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の算定)</p> <p>第20条 使用料の額は、<u>使用期間（使用料の徴収の便宜上区分されたおむね2月の期間であって、その始期及び終期を規則で定めるものをいう。以下同じ。）</u>において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算定した額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に定める地方消費税の税率に乘じて得た額の合計額をいう。）を加えた額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>2 使用者が排除した汚水の量の認定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 省 略</p> <p>(3) <u>製品製造業</u>その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより、<u>使用期間ごとに、当該</u></p>	<p>(使用料の算定)</p> <p>第20条 使用料の額は、<u>毎使用月</u>において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算定した額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。）を加えた額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>2 使用者が排除した汚水の量の認定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 省 略</p> <p>(3) <u>冰雪製造業</u>その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより、<u>毎使用月、その使用月</u></p>

使用期間に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用期間の末日から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載事項を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載事項を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第24号

工事請負契約に関する議決事件の変更について

令和7年6月30日に議会の議決を経た工事請負契約について、下記のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年龍ヶ崎市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

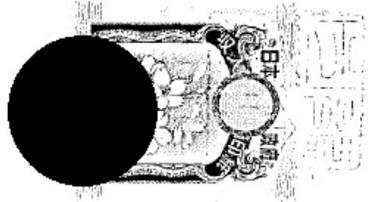
龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

- 1 契約の目的 令和7年度龍ヶ崎小学校校舎内装等改修工事
- 2 契約金額 変更前 198,000,000円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)
変更後 205,480,000円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 3 契約の相手方 茨城県龍ヶ崎市4235番地11
櫻井建設工業株式会社
代表取締役 櫻井 俊一



建設工事変更請負仮契約書 (第 2 回)



工 事 名 令和7年度龍ヶ崎小学校校舎内装等改修工事

工 事 場 所 龍ヶ崎市3316番地

発注者龍ヶ崎市と受注者 **櫻井建設工業株式会社** とが令和 7年 6月30日に締結した請負契約については、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり変更する。

1 変 更 工 期 令和 一 年 一 月 一 日から 一 日間
令和 一 年 一 月 一 日まで

2 請負代金変更額 ¥7,480,000- 増

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) (¥680,000- 増)

3 請負代金変更額に対する契約保証金変更額 免 除

4 解体工事に要する費用等に係る変更事項 別紙のとおり

5 変更設計図書 別冊のとおり

6 その他変更事項 別紙変更通知書のとおり

7 特約条件

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和 39 年 龍ヶ崎市条例第 12 号) 第 2 条の規定により、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得たる後、本契約としての効力を有する。

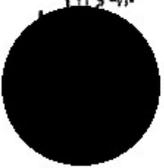
この契約の締結を証するため本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 8年 1月 26日

発注者	住所又は所在地	発注者	住所又は所在地
	茨城県龍ヶ崎市 3710番地		龍ヶ崎市
	龍ヶ崎市	氏名又は名称 及び代表者職名	龍ヶ崎市長 萩原 勇
受注者	住所又は所在地	受注者	住所又は所在地
	茨城県龍ヶ崎市 4235番地		龍ヶ崎市
	龍ヶ崎市	氏名又は名称 及び代表者職名	龍ヶ崎市長 萩原 勇



茨城県龍ヶ崎市 4235番地
櫻井建設工業株式会社
代表取締役 櫻井 俊



議案第25号

あっせんの申立てについて

下記のとおりあっせんの申立てをすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

1 申立先

東京都港区西新橋一丁目5番13号
原子力損害賠償紛争解決センター

2 申立人及び申立ての相手方

(1) 申立人

龍ヶ崎市3710番地
龍ヶ崎市

(2) 申立ての相手方

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社

3 申立ての趣旨

平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴い、申立人が令和7年3月31日までに実施した放射線対策に要した費用について、申立ての相手方が、損害賠償金6,839,001円を申立人に支払うよう、あっせんを求めるものである。

ただし、申立前に申立ての相手方が当該額の一部を支払うことについて申立人と合意した場合にあっては、当該額から当該合意した額を除いた額をもってあっせんを求めるものとする。

議案第26号

利根町の公の施設を本市住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第3項の規定に基づき、平成14年12月5日の議会の議決を経て締結した利根町との公の施設相互利用に関する協定について、別紙のとおり変更するため、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

別紙

公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書

龍ヶ崎市と利根町とは、平成14年12月10日に締結した公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書を次により締結し、令和8年4月1日から適用する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第1条関係） （利根町）			別表（第1条関係） （利根町）		
No	公の施設の名称	使用させる具体的な施設の名称	No	公の施設の名称	使用させる具体的な施設の名称
(略)			(略)		
7	利根町保健福祉センター	<u>浴室</u>	7	利根町保健福祉センター	<u>老人福祉センター</u>
<u>8</u>	<u>利根町健康増進等複合施設（とねふれあいプラザ）</u>	<u>多目的室（サクラ、カナ、ヨシキリ）、調理室、コミュニティルーム、トレーニングルーム</u>			
<u>9</u> ～ <u>11</u>	(略)		<u>8</u> ～ <u>10</u>	(略)	

この協定の証として、本書2通を作成し、当事者署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

茨城県龍ヶ崎市3710番地

龍ヶ崎市長

茨城県北相馬郡利根町大字布川841番地1

利根町長

議案第39号

龍ヶ崎市教育委員会委員の任命について

下記の者を龍ヶ崎市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

1 氏 名 山 崎 麻 里

2 住 所 龍ヶ崎市羽原町1061番地1

3 生年月日 昭和55年7月22日

(参考資料)

1 氏 名 やま ざき ま り
山 崎 麻 里

2 略 歴 東京商科学院専門学校卒業
真砂外科勤務
特別支援教育支援員（龍ヶ崎市立松葉小学校及び龍ヶ崎市立馴馬台小学校勤務）
龍ヶ崎市立城ノ内中学校PTA本部役員
龍ヶ崎市教育委員会委員

議案第40号

龍ヶ崎市公平委員会委員の選任について

下記の者を龍ヶ崎市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

- 1 氏 名 海老原 和 夫
- 2 住 所 龍ヶ崎市板橋町1535番地
- 3 生年月日 昭和34年6月29日

(参考資料)

- 1 氏 名 えびはら かず お
海老原 和 夫
- 2 略 歴 東京学芸大学教育学部学校教育科卒業
龍ヶ崎市立龍ヶ崎小学校教諭
牛久市立下根中学校教諭
牛久市立牛久第二小学校教諭
取手市立取手東中学校教頭
取手市立取手小学校教頭
取手市教育委員会指導課長
龍ヶ崎市立城南中学校校長
龍ヶ崎市立馴柴小学校校長
龍ヶ崎市立龍ヶ崎小学校校長

諮問第1号

人権擁護委員の推薦について

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

- 1 氏 名 横 山 善 英
- 2 住 所 龍ヶ崎市2842番地の3
- 3 生年月日 昭和27年3月5日

(参考資料)

1 氏 名 よこ やま よし ひで
横 山 善 英

2 略 歴 宮崎県立妻高等学校卒業
株式会社福田種鶏場関東支場勤務
森本社会保険労務士事務所勤務
横山社会保険労務士事務所開設
茨城県社会保険労務士会理事
茨城県社会保険労務士会副会長
人権擁護委員

諮問第2号

人権擁護委員の推薦について

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

- 1 氏 名 藤 岡 洋 子
- 2 住 所 龍ヶ崎市川原代町3214番地4
- 3 生年月日 昭和35年7月28日

(参考資料)

1 氏 名 藤 岡 洋 子

2 略 歴 昭和音楽短期大学音楽部器楽科卒業
牛久市立中根小学校教諭
龍ヶ崎市立龍ヶ崎小学校教諭
牛久市立向台小学校教諭
牛久市立牛久第一中学校教諭
龍ヶ崎市立北文間小学校教諭
つくばみらい市立十和小学校教頭
利根町立文間小学校校長
龍ヶ崎市立大宮小学校校長
龍ヶ崎市立松葉小学校校長

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

別 紙

(写)

処分第2号

和解に関することについて

令和7年11月27日午後2時40分頃、龍ヶ崎市小柴5丁目1番地2のサプラスクエアサプラにおいて、折りたたみ机を運搬中の職員が、通路の天井に設置してある排煙口の手動開放引手に当該折りたたみ机を接触させ、当該排煙口が開放されたことにより排煙設備を破損させた事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、これを処分する。

令和8年1月26日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

損害賠償額 金330,000円

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

別 紙

(写)

処分第3号

和解に関することについて

令和7年10月10日午後3時頃、龍ヶ崎市馴馬町2612番地の龍ヶ崎市文化会館の駐車場において、龍ヶ崎市に在住の方が運転する普通乗用車が防犯灯に衝突し、当該防犯灯を破損させた事故に関する和解について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、これを処分する。

令和8年2月2日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

和解の内容 相手方が、本件事故により生じた損害の全てを賠償するものとする。

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

別 紙

(写)

処分第5号

和解に関することについて

令和7年12月26日午前11時50分頃、龍ヶ崎市北方町66番地1地先の市が所有及び管理をする土地において、当該土地にある樹木の一部が折れて落下し、隣接する土地に駐車中の取手市に在住の方が所有する普通貨物車を破損させた事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、これを処分する。

令和8年2月3日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

損害賠償額 金79,310円

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

別 紙

(写)

処分第6号

和解に関することについて

令和7年8月25日午後4時頃、龍ヶ崎市城ノ内2丁目16番地6地先の市道第4-14号線において、当該道路に越境した樹木の伐採作業中の職員が、伐採した枝に巻き込まれていた千葉県千葉市の会社が所有する光回線の引込線を損傷させた事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、これを処分する。

令和8年2月6日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

損害賠償額 金18,620円

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

別 紙

(写)

処分第1号

和解に関することについて

令和7年11月7日午前10時5分頃、龍ヶ崎市貝原塚町3022番地先の市道第2-59号線の交差点において、公用車が龍ヶ崎市に在住の方が運転する軽乗用車と接触した事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、これを処分する。

令和8年1月23日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

損害賠償額 金130,016円

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

別 紙

(写)

処分第4号

和解に関することについて

令和7年9月9日午後0時7分頃、龍ヶ崎市3370番地先の市道第2-202号線の交差点において、公用車が龍ヶ崎市に在住の方が運転する普通乗用車と衝突した事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、これを処分する。

令和8年2月3日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

損害賠償額 金122,200円

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年2月27日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

別 紙

(写)

処分第7号

和解に関することについて

令和7年10月10日午前11時45分頃、龍ヶ崎市中里2丁目1番地2地先の市道第8-183号線において、公用車がたつのこまち龍ヶ崎モールの駐車場から出庫しようとした取手市に在住の方が運転する普通乗用車と衝突した事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、これを処分する。

令和8年2月6日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

記

損害賠償額 金243,533円